

令和8年調布市教育委員会第8回定例会会議録

1. 日 時 令和8年8月24日午前10時00分～午前11時41分（1時間41分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 栗 原 健

教育長職務代理者 臼 倉 美 智

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

委 員 毛 利 勝

委 員 白 倉 代 助

1. 出席説明員 教 育 部 長 高 橋 慎 一

教 育 部 次 長 兼

松 島 修

教 育 総 務 課 長

教 育 部 副 参 事 兼

小鍛治 誠一

指 導 室 長

教 育 部 副 参 事 兼

鈴 木 克 久

指導室学校教育担当課長

教育総務課施設担当課長

奥 山 尚

教 育 総 務 課 副 主 幹

廣 田 剛 一

教 育 総 務 課 副 主 幹

森 木 豊 和

学 務 課 長

岡 本 広 美

学 務 課 課 長 補 佐

坂 越 武 宏

指導室教育支援担当課長兼

山 崎 亜 子

教 育 相 談 所 長

指 導 室 主 幹

平 野 良 弥

指導室学校経営支援担当主幹

中 村 伸 也

指導室教育支援担当主幹

海馬澤 一 人

指 導 室 副 主 幹

原 田 勝

社 会 教 育 課 長

泉 健一郎

社会教育課課長補佐

小 林 光 輝

東 部 公 民 館 長 丸 山 義 治

西 部 公 民 館 長 田 野 崎 章

北 部 公 民 館 長 小 川 香 里

図 書 館 長 服 部 聖 治

図 書 館 主 幹 海 老 澤 昌 子

郷 土 博 物 館 長 早 野 賢 二

郷 土 博 物 館 副 館 長 平 原 孝 允

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主任 浅 賀 伸 紀

教育総務課総務係主事 五 月 女 翔

1. 会議録署名委員 教 育 長 栗 原 健

委 員 白 倉 代 助

〈会議に付した事件〉

議案第33号 令和8年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和7年度振返り）（案）について

議案第34号 調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

議案第35号 調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

○栗原教育長 おはようございます。ただいまから令和8年調布市教育委員会第8回定例会を開会いたします。

○栗原教育長 日程に入る前に事務局へ申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

○栗原教育長 ここでお諮りいたします。本日審議いたします日程第2の報告事項のうち、令和8年度調布市防災教育の日実施結果報告書について、日程第3の協議題、令和8年第3回調布市議会定例会提出案件について、日程第4の議案第33号「令和8年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和7年度振返り）（案）」については市議会提出予定案件であることから、審議を非公開といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○栗原教育長 御異議なしと認めます。よって、日程第2、日程第3、日程第4の当該案件については非公開とすることに決定いたしました。

このたび非公開となりました当該案件については、審議の順序を入れ替え、日程第4の議案第35号の後に順次審議に移りたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○栗原教育長 御異議なしと認め、さよう進めてまいります。

日程第1 令和8年調布市教育委員会第8回定例会会議録署名委員の指名について

○栗原教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和8年調布市教育委員会第8回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により白倉委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告事項

○栗原教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。報告事項をすべて報告した後、一括質疑といたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、令和8年度調布市防災教育の日実施結果報告書については、非公開と決定しておりますので、次の報告事項に移ります。

次に、森木教育総務課副主幹から、令和8年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告をお願いします。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料2をお願いいたします。

教育施設の工事における8月10日現在の進捗状況となります。

前回の定例会以降、新たに契約した工事はありませんでした。

なお、夏季休暇期間中ということもあり、各工事とも本格的に工事を進めている状況です。

続きまして、4ページをお願いいたします。

No.1の写真は、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業の建設工事における施工状況です。写真の右側の記載のとおり、小・中学校の校舎棟は地上3階の床及び梁の施工を進めており、体育館のあるアリーナ棟は基礎の築造が完了し、地上1階の躯体工事に着手し、図書館は基礎の築造を進めています。

No.2の写真は、飛田給小学校体育館内部改修工事の施工状況で、内部仮設足場の設置が完了し、天井部分の内装改修を進めている状況です。

No.3の写真は、調布中学校体育館外部改修工事の施工状況で、外部仮設足場の設置を進めている状況です。

No.4の写真は、第二小学校給食室改修工事の施工状況で、こちらも外部仮設足場の設置を進めている状況です。

No.5の写真は、（仮称）調布市国史跡下布田遺跡ガイダンス施設新築工事の施工状況で、2階のコンクリート打設が完了し、型枠を撤去した状況です。今後は内外の仕上げ工事を進めていきます。

No.6は、図書館宮の下分館改築工事の施工状況で、引き続き地上の躯体工事を進めている状況です。

報告は以上です。

○栗原教育長 次に、中村指導室学校経営支援担当主幹から、令和8年7月における市内小・中学校の事故等の報告について報告をお願いします。中村指導室学校経営支援担当主幹。

○中村指導室学校経営支援担当主幹 資料3、令和8年7月における市内小・中学校の事故等について報告いたします。

小学校4件。

1、校庭、第4学年。当該児童は、体育の時間に走り高跳びの練習の際、左足側面から着地し左足を痛めた。病院で受診し、左足甲の亀裂骨折の診断を受けた。

2、校庭、第6学年。当該児童は、放課後に飼育小屋で当番活動を行っていた際、柵を飛び越えようとしまして転倒し左手首を痛めた。病院で受診し、左手首橈骨及び尺骨骨折の診断を受けた。

3、校庭、第6学年。当該児童は、中休みにサッカーをしていた際、ボールの上に脚が乗り転倒し左足を痛めた。病院で受診し、左足脛骨遠位骨端線損傷の診断を受けた。

4、体育館、第6学年。当該児童は、体育の時間にドッジボールをしていた際、キャッチしようとしたボールが当たり右手を痛めた。病院で受診し、右手小指骨折の診断を受けた。

中学校は0件です。

以上4件の事故等につきましては、事後指導を行い、再発防止に向けて取り組んでおります。

報告は以上です。

○栗原教育長 次に、海馬澤指導室教育支援担当主幹から、調布市立小学校における校内通級教室拠点校の新設について報告を願います。海馬澤指導室教育支援担当主幹。

○海馬澤指導室教育支援担当主幹 それでは、調布市立小学校における校内通級教室拠点校の新設について御説明いたします。

初めに、項番1の趣旨です。本市では、発達障害等のある児童への特別な指導に対するニーズが年々高まっており、校内通級教室を利用する児童数も大幅に増加しております。現在、市立小学校では8校を拠点校として設置し、それぞれの拠点校から担当教員が巡回校に出向いて指導を行っております。こうした利用児童数の増加に対応し、よりきめ細かな指導体制を整備するため、令和9年度から拠点校を現在の8校から10校に増設するものです。

続いて、項番2の現状と課題です。現在、校内通級教室を利用する児童は市全体で800人を超えており、1つの拠点校が担当する児童数は巡回校の児童も含め、平均で100人を超える状況となっております。こうした中、児童一人一人に応じた指導の充実に加え、教員間の情報共有や組織的な指導体制の構築、巡回指導に伴う教員の移動時間などが課題となっております。

続いて、項番3の変更内容です。令和9年度から新たに国領小学校と上ノ原小学校の2

校を拠点校に加え、10校体制といたします。現在、国領小学校は調和小学校、上ノ原小学校は柏野小学校を拠点とする巡回校となっておりますが、この2校を新たに拠点校とすることに伴い、各拠点校が担当する巡回校についても併せて見直します。

最後に、項番4の期待される効果です。拠点校を増設することにより、拠点校1校当たりの担当児童数の平準化や教員配置の適正化、教員間の連携強化を図るとともに、巡回指導に伴う教員の移動の負担を軽減することも可能となります。こうした取組を通して、児童一人一人の教育的ニーズに応じたよりきめ細かな指導を行うことができる体制の充実につなげてまいります。

説明は以上です。

○栗原教育長 次に、早野郷土博物館長から、調布市郷土博物館の臨時休館について報告をお願いします。早野郷土博物館長。

○早野郷土博物館長 調布市郷土博物館の臨時休館について報告いたします。資料5をお願いいたします。

調布市郷土博物館条例第3条ただし書きの規定により、調布市郷土博物館を臨時に休館するものです。

臨時休館日は、定例の休館日を除く令和8年10月8日木曜日から同月15日木曜日までとなります。

臨時休館の理由は、調布市郷土博物館の収蔵庫及び収蔵資料のくん蒸消毒を実施するためとなります。

郷土博物館の臨時休館の報告は以上となります。

○栗原教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見はありませんか。白倉委員。

○白倉委員 資料3の7月における事故報告についてお尋ねいたします。

サッカー中のけがということで、多くの学校で、校庭の広さによりますけれども、サッカーについては禁止されている学校が多いと思うのですが、調布市の小学校の場合は、この辺りのサッカー、遊びの種類のルールはどのように決めているのかお尋ねいたします。まず、それが1点でございます。

○栗原教育長 中村指導室学校経営支援担当主幹。

○中村指導室学校経営支援担当主幹 御質問ありがとうございます。調布市の小学校の休み時間の遊び方のルールといたしまして、サッカーを一律に禁止しているといったもの

はございません。安全に遊べる内容のものにつきましては、校庭の中で、適切な場所でサッカー等を行っているところです。校庭には看護当番といった教員等がおりまして、安全管理の見守りも行っております。

○栗原教育長 白倉委員。

○白倉委員 ありがとうございます。校庭が広いということで非常に恵まれた環境だと思います。これが体力向上とかスポーツテストの結果等に反映できればいいと願っております。ありがとうございました。

○栗原教育長 ほかに質疑、意見はありませんか。毛利委員。

○毛利委員 毛利です。

これは感想というかお礼なのですが、資料4の通級の拠点校の増設ということで、8つを10個に増やして、2つ増やすとはいえ、組合せを変えたりですとか調整をしていたいて本当にありがとうございます。先生たちも、もちろん時間を有効に使っていただけているということなのですが、子どもたちから見ても、自分の学校に拠点があって先生がいる学校が増えるということは、担任の先生や通級の先生たちとのコミュニケーションも増えると思いますので、とても子どもたちにとっていいことだと思います。これからもぜひ充実を図っていただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○栗原教育長 よりきめ細かな指導を期待したいと思います。白倉委員。

○白倉委員 私も同じく資料4についてです。期待される効果といたしまして、1校当たりの担当児童数の平準化ということが書かれておりますけれども、児童数に関係なく各学校の対象児童数というのはかなり格差があると思いますが、この辺りの格差を埋めるための手だてというのですか、どのようなことをされているのか教えていただきたいと思います。

○栗原教育長 海馬澤指導室教育支援担当主幹。

○海馬澤指導室教育支援担当主幹 校内通級教室を利用する児童生徒への支援について御説明申し上げます。

校内通級教室については、学校によって利用する児童に差がある状況はございます。一方、校内通級教室を担当する教員については、利用する児童の数に応じて配置される仕組みとなっており、利用児童数の多い学校には、それに応じて教員も多く配置されております。また、通級による指導だけでなく、通常の学級における支援を充実させることも重要

であると考えております。

そのため、本市では、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒をサポートするスクールサポーターを各学校に1人配置しているほか、小学校には低学年への支援を行うエデュケーション・アシスタントを配置するなど、学校全体で子どもたちを支える支援の体制の充実を図っております。

引き続き、各学校の状況や実態を把握しながら学校全体で支援する体制づくりを進めてまいります。

○栗原教育長 白倉委員。

○白倉委員 ありがとうございます。会計年度職員のスクールサポーターでございますけれども、各校1人ということで、後の資料にも出てくると思うのですが、今、就学相談の件数も多くなっている、また、対象児童もかなり増えているということで、各学校で担任の立場からすると指導に関して、支援に関して非常に不安を持っている担任がいると思います。

そういう意味で、スクールサポーターの数をぜひ増やしていただければ本当にありがたいと思うのですが、その辺は予算の関係ですぐにはできないと思いますが、やはり現場としましては手が足りないということが一番問題だと思いますので、ぜひこのスクールサポーターの人数を増やしていただければありがたいと思います。

○栗原教育長 ありがとうございます。支援が必要なお子さんの数に応じて人の配置を今後も考えていきたいと思ひますし、あわせて、気を付けなければいけないのが、支援が増えることで、例えば学級担任がその子から目を離してしまうようなことのないように、学級担任としても、しっかり子どもたちを見ながら、そして学年であったり、あるいは学校として会計年度の職員も含めながら組織的に対応していくといった体制は引き続き強化していきたいと考えております。

ほかに質疑、意見はありませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 ほかになれば、以上で報告事項を終わります。

次の日程第3、協議題、令和8年第3回調布市議会定例会提出案件については非公開と決定しておりますので、日程第4、議案に移ります。

日程第4 議案

議案第34号 調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

○栗原教育長 初めの議案第33号「令和8年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和7年度振返り）（案）」については非公開と決定しておりますので、次の議案に移ります。

議案第34号「調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。本件について山崎指導室教育支援担当課長から提案理由の説明を願います。山崎指導室教育支援担当課長。

○山崎指導室教育支援担当課長兼教育相談所長 議案第34号「調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

本件は、議案書の下段に記載のとおり、調布市教育委員会事務局の職について、教育支援センター長の職を設置するため、提案するものです。

令和8年3月に教育支援センターCANVASを開設し、本市としましての不登校の子どもを支援するための教育支援センターの体制が整いました。

これを受け、この改正により、教育支援センターを統括する教育支援センター長を設置することで、教育支援センターCANVAS及び太陽の子の業務がより安定して行えるようになります。

新旧対照表を御覧ください。第34条第4項及び第6条第3項中の「主幹、担当課長補佐」を「主幹、教育支援センター長、担当課長補佐」に改めるものです。

施行日は令和8年9月1日です。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第35号調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

○栗原教育長 続いて、議案第35号「調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規

則」についてを議題といたします。本件について海老澤図書館主幹から提案理由の説明を願います。

○海老澤図書館主幹 議案第35号「調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明をいたします。

本件は、調布市立図書館視聴覚機材等貸し出し及び調布市立図書館集会室利用の利用者に義務を課しまたは権利を制限するものについて規則で定めるほか、所要の改正を行うために提案するものです。

では、新旧対照表、条文のファイルを御覧ください。

1 ページ以降についてですが、第3条以降の本文中や様式の「調布市立図書館長」と「館長」という文言を「調布市教育委員会」「委員会」に改めます。これは条例の文言に合わせ、改めるものです。

次に、3 ページをお願いいたします。第10条ですが、損害賠償の義務について、これまで規則に図書館を利用するものまたは図書館資料の貸し出しを受けるものを規定していましたが、視聴覚教材等の貸し出しを受けるものについても規定し、併せて損害賠償額を明確化するものです。

次に、第13条、次のページの第14条です。視聴覚教材等の貸し出しの申請、制限、取り消しについて規則に規定するものです。

次に、第16条、次のページの第17条です。集会室の利用申請、制限、取り消しについて規則に規定するものです。

下段の第19条、図書館協議会の委員長、副委員長についてですが、次のページの2にあります任期について、図書館協議会委員の任期と合わせ、「1」年から「2」年に改めるものです。

次に、新旧対照表、様式のファイルを御覧ください。

1 ページをお願いいたします。第1号様式の1以降についてですが、これまで様式に変更の可能性がある文言も記載しておりましたが、規則に規定する様式としましては削除し、必要に応じて様式の見直しを行うことにより事務の効率化を図るものです。

ページ飛びまして、6 ページから11ページの第4号様式から第9号様式までは視聴覚教材等貸し出しや集会室利用についての様式を追加いたします。

最後に、12ページをお願いいたします。施行日は令和8年9月1日とします。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

これ以降の議案は非公開と決定しておりますので、ここで傍聴者の方は退席願います。
傍聴ありがとうございました。

非公開

○栗原教育長 以上で今定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和8年調布市教育委員会第8回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員